

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月17日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都人権啓発センター

(2) 代表者の氏名

大野 昭則

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区小山下総町5番地の1 京都府部落解放センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人権教育・啓発の推進に関して必要な情報を収集し、京都府民や府内各施設、関連行政に提供し、あるいはその情報にもとづいて事業展開をはかり、人権尊重の理念の普及と人権意識の高揚をはかることを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月4日

(文化市民局地域自治推進室)